

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

■地域における取り組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野にわたっています。このため、民生委員、児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、保健委員、食生活改善推進員をはじめ、NPOなどの地域組織、関係機関と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

■上松町子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、上松町子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■計画の公表、町民意見の反映

町民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画について関係機関・団体などへの配布や関係各所での活用、ホームページなどでの内容公表・紹介などに努めます。

また、あらゆる機会で町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。